

# 山梨県公報

第六百三十三号

令和八年

二月二十六日

木曜日

## 目次

### 告示

○保安林の指定の予定(三件)……………	六七
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………	六八
○道路の区域変更……………	六八
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	六八
○都市計画の変更(二件)……………	六九
○土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………	六九
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………	七〇
○山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(二件)……………	七〇
○その他……………	七〇
○山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程……………	七二

## 告示

### 山梨県告示第四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町西湖字大輪山二一七八の一地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字満留尾二二三三・二二二五の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)(二二三三の内一、二二二四、二二三三の一)
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大輪山二一七八の一地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、字満留尾二二三三・二二二四・二二二五の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町精進字大窪二六二の一八、字手合三六四の内二、三六四の内三、三六四の二、三六四の六一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字手合三六四の内二・三六四の内三・三六四の二・三六四の六一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 南都留郡道志村字谷相七八九五の内六（次の図に示す部分に限る。）、七八九五の内一六、七八九五の五五

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷相七八九五の内六・七八九五の内一六・七八九五の五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四十九号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として令和三年山梨県告示第二百四十二号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 韮崎市穂坂町三ツ澤字西坊来石六百五十番の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和八年三月十九日まで一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南巨摩郡身延町夜子沢字越道五七〇番一地从先から	旧	三・七	一三三・五
南巨摩郡身延町夜子沢字上子ノ神一三四番一地从先まで	新	四・三	一五・〇
		一五・〇	一三三・五

山梨県告示第五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域	山梨県都留市大幡字岩崎及び字寺ノ前の区域内の土地のうち、次の一点から十地点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに十一地点から十八地点までを順次結んだ線及び十一地点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

中津森の5	番号	座標
一点		北緯三五度三三分四八秒三一六八 東経一三八度五二分一秒〇一八五
二点		北緯三五度三三分四九秒九四六一 東経一三八度五二分一〇秒七三〇八
三点		北緯三五度三三分四九秒七七六九 東経一三八度五二分一〇秒七六四四
四点		北緯三五度三三分四九秒七六〇六 東経一三八度五二分一四秒〇九九九
五点		北緯三五度三三分四九秒八七九〇 東経一三八度五二分一四秒〇二二〇
六点		北緯三五度三三分五〇秒一七九八 東経一三八度五二分一三秒六六四六
七点		北緯三五度三三分五〇秒一八三六 東経一三八度五二分一四秒三四〇四
八点		北緯三五度三三分四九秒四六六九 東経一三八度五二分一五秒九〇二〇
九点		北緯三五度三三分四八秒八一二六 東経一三八度五二分一五秒〇九五九
十点		北緯三五度三三分四八秒五六四一 東経一三八度五二分一四秒一七三九
十一点		北緯三五度三三分四九秒四四五七 東経一三八度五二分一六秒七三六八
十二点		北緯三五度三三分四九秒八六一一 東経一三八度五二分一六秒七八三三
十三点		北緯三五度三三分五〇秒一八四三 東経一三八度五二分一七秒四四四九
十四点		北緯三五度三三分五〇秒七九〇九 東経一三八度五二分一八秒七一四三
十五点		北緯三五度三三分五〇秒八三〇七 東経一三八度五二分一九秒〇八二一
十六点		北緯三五度三三分四九秒〇三三〇 東経一三八度五二分一九秒六〇一四

十七点	北緯三五度三三分四八秒五四七七 東経一三八度五二分一九秒三一七五
十八点	北緯三五度三三分四九秒三五一一 東経一三八度五二分一七秒五九九一

**山梨県告示第五十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 市川三郷都市計画道路（三・四・二号 大門桃林線外一路線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

**山梨県告示第五十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 都留都市計画道路（三・五・三号 厚原線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

**公 告**

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更  
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（富士川北部地区中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書

類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月二十七日まで
- 三 縦覧場所 富士川町役場
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和八年四月十三日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年八月二十六日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和八年二月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市上吉田字熊穴四千四百七十四番一、四千四百七十四番五から二十三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公衆用道路、ゴミステーション	次の図のとおり
ヨシ	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県富士吉田市中曾根三丁目十一番四十五号 共栄商事株式会社 代表取締役 大森 孝康

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第四号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月二十六日

山梨県人事委員会

委員 長 水 上 浩 一

（山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則）

### 第一条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）

の一部を次のように改正する。

別表第五を次のように改める。

別表第五 経歴年数換算表（第十条関係）

経歴	換算率	
一 国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。） その他の期間	十割 十割以下
二 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 その他の期間	十割以下 十割以下
三 その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 その他の期間	十割以下 二割五分以下（部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、五割以下）

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

### 第二条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八

号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表中「場合」とあるのは、「場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合」と読み替えるものとする。

(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

**第三条** 山梨県警察職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第八を次のように改める。

別表第八 経歴年数換算表(第十条関係)

経歴	換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	十割
職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。)	十割以下
その他の期間	十割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)	十割以下
その他の期間	十割以下
職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	二割五分以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、五割以下)
その他の期間	二割五分以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、五割以下)

### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第五号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年二月二十六日

山梨県人事委員会

委員長 水上 浩一

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中「~~公立小中学校~~」を「~~公立小中学校~~」に改める。

(山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正)

**第二条** 山梨県学校職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「中学校及び小学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に、「校長」を「校長、副校長」に改める。

別表第二第二号の表教頭の項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

別表第六小学校中学校の項中「中学校」を「中学校 義務教育学校」に改める。

別表第七の三教育委員会の項中「中学校」を「中学校 義務教育学校」に改め、「(高等学校又は特別支援学校に勤務する者)」を削る。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

**第三条** 特殊勤務手当に関する規則(昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第三十一条第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を、「第七十九条」の下に、「第七十九条の八」を加える。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

**第四条** 職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「小中学校事務職員採用試験」を「公立小中学校等事務職員

採用試験」に改め、同項第九号中「小中学校栄養職員採用試験」を「公立小中学校等栄養職員採用試験」に改める。

別表第一小中学校事務職員採用試験の項中「小中学校事務職員採用試験」を「公立小中学校等事務職員採用試験」に改め、同表小中学校栄養職員採用試験の項中「小中学校栄養職員採用試験」を「公立小中学校等栄養職員採用試験」に改める。

別表第三小中学校栄養職員採用試験の項及び小中学校事務職員採用試験の項を次のように改める。

公立小中学校等事務職員採用試験	高等学校卒業程度
公立小中学校等栄養職員採用試験	短期大学卒業程度

(山梨県費負担教職員の定年等に関する規則の一部改正)

**第五条** 山梨県費負担教職員の定年等に関する規則(令和四年山梨県人事委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十条中「小学校及び中学校の校長及び教頭」を「小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長及び教頭」に改める。

**附則**

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

## その他

### 山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年二月二十六日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県産業政策部長 有 泉 清 貴

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則(昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 賞罰(第二十六条・第二十七条)」を「第九章 賞罰(第二十六条 第十章 学校評価(第二

・第二十七条)」に改める。

第十一条中「選択科目を除いて百単位」を「百二単位」に改める。

第十三条第四号中「に相当する」を「と同等の」に、「指定した」を「認定した」に改め、同条第七号中「修業年限が三年の」を「文部科学大臣が別に指定する」に改め、同条第八号中「に準ずる」を「と同等以上の」に改める。

本則に次の一章を加える。

**第十章 学校評価**

(学校評価)

**第二十八条** 学校教育の一層の充実を図り、目的及び社会的使命を達成するため、学校

における教育活動等の状況について毎年度点検及び評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表中「一〇〇」を「一〇二」に改める。

**附則**

(施行期日)

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(卒業要件の特例)

2 令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に山梨県立宝石美術専門学校に入学した者に係る卒業に必要な単位数については、この規程による改正後の第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。